

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅱ-5-4 地域情報化の推進
---------	---------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

情報政策課長 榎原 由文

電話番号

0852-22-6339

事務事業の名称	電子県庁推進事業	
目的	(1) 対象	インターネットを利用する県民
	(2) 意図	インターネットを活用したスピーディで、質の高い行政サービスを安全に享受できるようにする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 「島根県行政情報化推進指針」を策定し、次の取り組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等を通じた、県民への情報提供。 インターネットを通じて、電子的に申請・届出等や施設を予約するシステム（電子申請サービス等）について、県民の利用を促進。 全体最適化（新たな通信技術やサービスの利用への転換）を通じての業務改革やセキュリティ対策の実施。 	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 申請・届出等に係るオンライン利用率	目標値		10.0	10.0	10.0	10.0	%
		取組目標値						
	式・定義 電子申請利用件数/総申請件数	実績値	8.7	8.9				%
		達成率	-	89.2	-	-	-	
2	指標名	目標値						%
		取組目標値						
	式・定義	実績値						%
		達成率	-	-	-	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	365,152	482,549
うち一般財源 (千円)	350,947	467,010

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- ・H28の申請・届出等件数48,974件のうち電子申請4,367件(オンライン利用率8.9%)。前年度に比べて件数は391件、オンライン利用率は0.2%増加した。
- ・H28のイベント等申込件数47,234件のうち電子申請が37,044件(オンライン利用率78.4%)。前年度に比べてオンライン利用率が2.4%減少したが、件数では13,039件増加した。
- ・平成28年12月に行政手続における情報通信の技術の利用等を定めた官民データ活用推進基本法が制定された。
- ・施設予約サービスで予約受付を行っている施設は22施設中1施設で、その他15施設ではホームページで独自の空室情報公開や予約の受付を行っている。
- ・現状を踏まえ、島根県行政手続オンライン利用促進アクションプラン（第3期）の策定を行った。
- ・マイナポータルとの連携について平成29年10月から電子申請サービスで対応可能となることとなった。
- ・全体最適化を進めるため、情報通信システムの開発や更新について、H28に10システムの開発協議を行った。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- ・申請・届出とイベント等申込みの電子申請によるオンライン利用率が、H27と比べて約5.9%（37.1%→43.0%）増加した。
- ・H28に15システムを内部共通基盤に新たに構築したことにより、全体最適化が図られ、経費の節減や事務の効率化ができた。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- ・電子申請については年々利用率が向上しているものの、申請・届出等のオンライン利用率が低調であり、イベント等申込のオンライン利用率はイベントによって差がある。
- ・施設予約サービスについては、このサービスでの予約又は空室検索ができる施設が少ない。
- ・現状ではマイナポータルと連携を行う対象業務が県の業務にはない。

②困っている状況が発生している「原因」

- ・電子申請の利用について、申請者（住民）の認知が不十分である。
- ・申請・届出等について、利用にあたり本人確認方法や申請手続きの入力様式等の煩雑化などに要因があると思われる。
- ・イベント等申込について、電子申請サービスでの申込方法のPRの仕方に要因があると思われる。
- ・施設独自のホームページ等から、直接空室検索や空室確認又は予約ができる施設が多い。
- ・マイナポータルの連携業務は現時点で子育てワンストップサービスしか対象業務となっていない。

③原因を解消するための「課題」

- ・電子申請ができる手続き等について、申請者（住民）への周知が必要である。
- ・申請様式の変更など、県のみでは実現が困難な場合がある。
- ・イベント等申込について、チラシ等への電子申請サービスの記載方法等、周知方法の検討が必要である。
- ・空室状況が公開されていない施設からの情報発信に加え、既に個別に情報発信を行っている施設に対しても利用者（住民）が一つのページからリンク等でアクセスできるようにする必要がある。
- ・マイナポータルの電子申請の対象業務の追加について、今後情報収集していく必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- ・電子申請について、申請者（住民）に対してホームページ等の様々な手段を通じて周知することにより、利用促進を図る。
- ・電子申請について、申請者の積極的な利用を促すため、申請様式の簡素化、添付書類の省略、本人確認方法の見直し等について国等とも連携して簡素化等を進めていく。
- ・職員に対しては、イベント等における電子申請サービスの利用について、研修等を通じて周知するとともに、申請者（県民）への効果的な周知方法の検討を促し利用促進を図る。
- ・空室状況が公開されていない施設管理者に対しては、施設予約サービスの利用を周知することにより、利用施設の拡大を図る。
- ・既に空室状況や施設予約を実施している施設には、施設所管課を通じて独自システムの更改時期や指定管理者の更新時などに施設予約サービスの利用を検討するよう働きかける。
- ・H29年度に運用開始されるマイナポータルの対象業務について情報収集し、国や市町村と連携して電子申請による事務利用の促進等を図る。